

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.8/2567

เรื่อง หลักเกณฑ์และเงื่อนไขการอนุญาตให้นิติบุคคลต่างด้าวที่ได้รับการส่งเสริมการลงทุน  
ถือกรรมสิทธิ์ที่ดินสำหรับเป็นที่ตั้งสำนักงานและที่พักอาศัยของพนักงานระดับปฏิบัติการ  
เพื่อประกอบกิจการที่ได้รับการส่งเสริม

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 8/2567 号

件名：投資奨励を受けた外国法人に対する投資奨励を受けた事業の遂行のための  
事務所およびオペレーターの居住用の  
土地所有権を認める基準および条件

仏暦 2567 年 (2024 年) 11 月 1 日付資委員会布告第 16/2567 号「投資奨励を受けた外国法人に対する事務所および居住用建物を建築するための土地所有権を認める基準」に引き続き、

事務所およびオペレーターの居住用の土地所有権を慎重に検討し、現在の状況に適するため、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条、第 13 条および第 27 条にの権限に基づき、投資委員会から権限を与えられた投資委員会事務局が仏暦 2566 年 (2023 年) 6 月 23 日付投資委員会事務局布告第 Por. 10/2566 号「投資奨励を受けた外国法人に対する投資奨励を受けた事業の遂行のための事務所および居住用の土地所有権を認める基準および条件」を取り消し、新たに以下のように発布する。

第 1 項 投資奨励を受けた事業のための事務所およびオペレーターの居住用のための土地所有権の許可は、奨励証書ごとではなく、法人全体ごとに考慮する。

第 2 項 投資奨励を受ける事業のための事務所およびオペレーターの居住用のための土地を所有する全期間において、5,000 万バーツ以上の払込登録資本金を有していること。

第 3 項 オペレーターの居住用の土地所有権を認める基準および条件は、以下のとおりである。

- 3.1 土地所有権は一法人あたり 20 ライを超えてはならない。
- 3.2 住居は、投資奨励を受けるプロジェクトのオペレーターの居住用のみの建物であり、適切な割合の延床面積を有しなければならない。
- 3.3 事務局は、事務局が同意した、必要に応じた適切な割合で駐車場、救護室、調理室、その他の施設等の共用施設を提供するために土地使用の許可を検討する場合がある。
- 3.4 投資奨励を受けた施設の場所とオペレーターの住居用の土地が同一の区域にない場合、住居用に所有を求める土地は主要な公道に沿って事業用の施設から 10 キロメートル以内の場所になければならない。
- 3.5 許可される部屋の数、投資奨励を受けるプロジェクトのオペレーターの人数に合わせなければならない。

第 4 項 事務所およびオペレーターの居住用の土地として所有が許可された土地を地域社会の道徳、伝統または善良な生活様式に反する目的で使用してはならない。

第 5 項 奨励者は、奨励を受けている期間を通して、所有権が認められた土地の利用状況の検査や事務所およびオペレーターの居住用に所有を許可された場所への立ち入る職員に対し、協力しなければならない。

第 6 項 本布告の条件に違反した場合、事務局は土地所有の恩典を取り消す。この場合、事務局から通知を受けた日から 1 年以内に土地を売却しなければならない。

第 7 項 仏暦 2566 年（2023 年）6 月 23 日付投資委員会事務局布告第 Por. 10/2567 号「投資奨励を受けた外国法人に対する投資奨励を受けた事業の遂行のための事務所および居住用の土地所有権を認める基準および条件」に基づき既に提出され、事務局が検討中の申請についても、事務局が恩典付与を検討する際は、当該布告の基準および条件が適用される。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）11 月 4 日

ナリット・テートサティーンラサック

(ナリット・テートサティーンラサック)  
投資委員会委員長